

岐阜県迷惑行為防止条例

制定昭和38年 4月 1日 条例第21号
改正昭和59年12月26日 条例第33号
改正平成 4年 3月30日 条例第 6号
改正平成17年 3月23日 条例第39号
改正平成26年12月22日 条例第81号
改正平成29年 3月28日 条例第23号
改正令和 元年12月24日 条例第29号
改正令和 7年 3月25日 条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、県民、滞在者等に対する著しい迷惑行為を防止することにより、これらの者の安全で平穏な生活を保持することを目的とする。

(粗野又は乱暴な行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等の不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯を禁止されている刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

3 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接人の身体に触れること。
- (2) 通常衣服等で覆われている人の下着又は身体（以下「下着等」という。）を見るこ

と。

- (3) 通常衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は記録する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、又は通常衣服等で覆われている人の下着等に向けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者（前項に規定する者を除く。）に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拒まれたにもかかわらず、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。
- (2) 通常衣服等で覆われている人の下着等を見ること。
- (3) 通常衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は通常衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

3 何人も、正当な理由がないのに、前2項に規定する場所にいる者又は乗物に乗っている者に対し、衣服等を透かして見る方法により衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は記録する目的で、衣服等を透かして見ることができる写真機等を設置し、又は人に向けてはならない。

4 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所にいる者に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該状態でいる人の姿態を見ること。
- (2) 当該状態でいる人の姿態の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は当該状態でいる人に向けること。

（嫌がらせ行為の禁止）

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。第5号において「法」という。）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を執ように、又は反復して行つてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等（法第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。）をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

（押売行為等の禁止）

第5条 何人も、事務所、事業所、住居、店舗その他の他人の現存する場所（以下「事務所等」という。）を訪れて、物品の販売若しくは買受け又は物品の修理、広告その他の役務の提供（以下「販売等」という。）を行うに際し、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 販売等の申込みを断られたのにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。
- (3) 身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような言動又は表示をすること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して販売等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。

3 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の修理、広告その他の役務の提供を行つて、その対価を執ように要求してはならない。

（募金等の強請行為の禁止）

第6条 何人も、事務所等を訪れて、いかなる名目を問わず金銭又は物品の寄附の募集（以下「募金等」という。）を行うに際し、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居、建造物、器物等にいたずら

する等不安を覚えさせるような言動をすること。

- (2) 募金等を断られたのにもかかわらず、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。

- 2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して募金等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止等)

第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
- (2) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。
- (3) 異性による接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること（客の誘引にあつては、当該誘引に係る異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合に限る。）。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、進路を妨げ、つきまとい、身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをすること。

- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

- 3 何人も、不当な客引行為等の状況を勘案してこの項の規定により客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして岐阜県公安委員会が指定する岐阜県の区域内の公共の場所において、第1項第1号又は第3号に掲げる客引き（同号に掲げる客引きにあつては、性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待に係る客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。

- 4 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるべき旨を命ずることができる。

(ピンクビラ等の配布行為等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する内容を記載したものであつて、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品（以下この条において「ピンクビラ等」という。）を配布して

はならない。

- (1) 衣服を脱いだ人の姿態又は下着姿の写真又は絵であつて、人の性的好奇心をそそるもの
- (2) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す卑わいな文言等
- 2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。
- 3 何人も、みだりに人の住居、店舗、事務所その他の建造物又は自動車、自転車、その他の乗物にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。
- 4 何人も、前3項の規定に違反して、ピンクビラ等を配布し、掲示し、若しくは配置し、又は配り、若しくは差し入れる目的で、当該ピンクビラ等を所持し、又は携帯してはならない。

(街頭等における景品買行為の禁止)

第9条 何人も、ぱちんこ屋等（岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岐阜県条例第33号）第3条第2項第1号のぱちんこ屋等のうち同項第2号に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が客に賞品として提供した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は人につきまとい、これらの物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第10条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物又は乗車券、急行券その他公共の運送機関を利用し得る権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、買い、又は公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

- 2 何人も、転売する目的で得た入場券等を公共の場所において、不特定の者に、売り、又は人につきまとい、売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第11条 何人も、不特定の者に対し、公共の場所又は公共の乗物において、これらにおける座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所（以下「座席等」という。）を占める便益を対価を得て供与し、又は座席等を占め、若しくは人につきまとい、座席等を占める便益を対価を得て供与しようとしてはならない。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第12条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他原動機を用いて推進する舟艇を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手こぎのボート

その他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第4条の規定に違反した者

2 前項第1号の罪を犯した者が、写真機等を使用して被写体の映像を記録したものであるときは、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

3 第7条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第2条の規定に違反した者

(2) 第5条の規定に違反した者

(3) 第6条の規定に違反した者

(4) 第7条第1項の規定に違反した者

(5) 第8条(第4項を除く。)の規定に違反した者

(6) 第9条の規定に違反した者

(7) 第10条の規定に違反した者

(8) 第11条の規定に違反した者

(9) 前条の規定に違反した者

5 第8条第4項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

6 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

7 常習として第2項の違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

8 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

9 常習として第3項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

10 常習として第4項(第9号を除く。)の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3項、第4項第4号若しくは第5号、第5項又

は第6項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和59年12月26日岐阜県条例第33号）

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年3月30日岐阜県条例第6号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日岐阜県条例第39号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日岐阜県条例第81号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日岐阜県条例第23号）

この条例は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（令和元年12月24日岐阜県条例第29号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日岐阜県条例第5号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。